

枚方市監査委員告示第 5 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成 30 年 7 月 4 日

枚方市監査委員	勝 山 武 彦
同	分 林 義 一
同	堤 幸 子
同	大 橋 智 洋

1. 監査の対象

(1) 対象部課

市民安全部 市民室
 市民活動課
 危機管理室
 消費生活センター

(2) 対象事務

平成 29 年度における財務に関する事務の執行及び事務の管理状況

2. 監査の期間

平成 30 年 4 月 2 日から平成 30 年 7 月 3 日まで

3. 監査の結果

関係者から事情聴取し、また、提出された資料及び関係書類を監査した結果、事務処理状況等はおおむね適正に処理されているものと認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられた。

以下、留意点、意見を述べる。

【意見・要望事項】

[市民室]

○個人情報の取扱いを伴う業務の委託について

市民室では、戸籍、住民基本台帳、印鑑登録、旅券等の事務処理に当たり、個人情報の取扱いを伴う業務の委託を行っているが、委託契約に関し、個人情報の保護に関する覚書の交換や誓約書の提出がなされていなかったものがあつた。

市民室は個人情報を取り扱う業務を主たる事務とする部署であることから、より一層、個人情報の重要性を認識し、適正な事務処理を行うよう要望する。

○郵便切手、印紙等及び現金の管理について

市民室において保管している郵便切手に簿外の在庫があつた。また、併せて発生の原因が不明な現金が保管されていた。

今後は、簿外の切手や不明金が発生しないよう適正な事務執行に努めるとともに、万一、それらが発生したときは、その発生原因を確かめ、速やかに処理するよう要望する。

[市民活動課]

○補助金の交付事務について

市民活動課が所管する補助金については、平成 28 年 9 月に定められた補助金の見直

しに関する方針に基づき、廃止も含めた見直しに取り組んでいるが、校区コミュニティ協議会など、複数の補助金を活用している団体の交付確定事務において、交付した補助金が別の補助金の自己資金として決算書に記載されている事例があり、各補助金間の整合性の確認に不十分な点が見受けられた。

今後、補助制度の再構築や補助金交付の要否の検討を適正に行うために、各校区コミュニティ協議会に対して全体の決算書の提出を求めるなど、交付団体の予算や財政状況等を把握・勘案し、更なる妥当性の検証に取り組むよう要望する。

[危機管理室]

○防災備蓄品の管理状況について

本市では、枚方市地域防災計画において、防災備蓄品の確保についての方針と計画を定め、大阪府と協力して備蓄する重要物資の備蓄基準及び目標量を設定しているが、平成27年12月に大阪府が策定した備蓄方針には対応できていなかった。

また、備蓄倉庫の実査を行ったところ、防災備蓄品の実際の有高と在庫管理表の在庫数に相違があるなど、適切な管理が行われていない事例が見受けられた。

今後は、災害時における市民の生活を守るため、迅速な対応ができるよう、枚方市地域防災計画に基づく防災備蓄品の計画的な整備を行い、品質保持期限を確認するなど、常時、在庫状況の把握に努め、適切な管理に取り組むよう要望する。

[消費生活センター]

○消費生活に係る苦情相談処理の状況及び地方消費者行政推進交付金の活用について

消費生活センターでは、高齢等により自力解決が困難な相談者のために、クーリングオフに使用できるよう印刷を施した郵便はがきを準備しているが、この郵便はがきは、消費生活センター職員が私費で購入したものであった。

相談業務の一環として実施される事務の経費に対して、私費が用いられていることは不適切であることから、今後は適切に事務を執行するよう要望する。

また、消費者への情報提供や啓発を目的に、消費生活センター内の情報資料コーナーに設置している資料のコピー等をできるようにしているが、利用者から徴収した印刷機器使用料について、金庫内に保管されていた現金の合計金額と、使用申込書の合計金額とが一致していなかった。

今後は、日々の金銭管理を徹底するとともに、適切に事務を執行するよう要望する。

地方消費者行政推進交付金を活用した事業については、その効果を検証し、効率的な運営を行うとともに、同交付金が減少する中、事業の維持継続に向けた財源確保に努めるよう要望する。